

社会福祉法人ハーモニー 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ハーモニー（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、選任・解任委員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、法人業務を行う場合に別表のとおり費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づきその実費相当額を別途支払うことができる。
なお、各年度の総額は50万円を超えない範囲とする。

(報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、控除して支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

平成30年 4月 1日 一部改正（第2条（1））

(非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

評議員会への出席 1回につき 5,000円

(2) 理事

理事会への出席 1回につき 5,000円

(3) 監事

監事監査等への出席 1回につき 10,000円

理事会・評議員会への出席 1回につき 5,000円

(4) 評議員選任・解任委員

選任・解任委員会への出席 1回につき 5,000円